

# 五十五万九

## 近畿税理士会和歌山支部

発行

和歌山市湊通丁北1丁目1-3

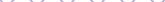
TEL.426-3600 FAX.424-1474



## 小春日和（岩出町県立緑花センター）

植物公園の11月は、サルビアが花壇を赤く染める頃。栗の黄葉が輝きを放つ一方、桜の落ち葉が地面に舞う。万華鏡で遊ぶ子どもたち、お弁当を広げるファミリーなど、秋の陽射しのなか思い思いに過ごしている。木陰のベンチで休憩していたその時、二人の婦人が寄り添い、私の目の前を通りすぎた…。

目

次 

新年のご挨拶	2	NPO法人雑感	5
新年のごあいさつ	2	保津川下り	6
年男のメッセージ		思えばいとし	6
自省—還暦を迎えて—	3	支部行事風景	7
会計で会社を強くする!	4	新入会員等紹介	8
「現代社会」の授業	4		

## 新年のご挨拶

和歌山支部長

服 部 潔



新年明けましておめでとうございます。

支部会員の先生方におかれましては、お健やかに平成18年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。先生方には日頃から会務運営に深いご理解とご協力を賜り有難く厚くお礼申し上げます。税理士法が改正されて3年が経過いたしました。スムーズに運用できましたのは、会員お一人お一人のご協力のおかげだと深く感謝いたしております。

昨年、私は年男でありましたが、振り返りますと、実にいろいろなことがありました。その一つは、危機管理体制をどう進めていくか…であります。国内外の至るところで地震やそれに伴う津波、そして台風といった自然災害が目立つ年であります。災害はいつ発生するかは予測できません。私たち会員相互の連絡網の充実と、会員とご家族の安全救出に努める体制づくりが急務であります。

その二つは研修のことであります。年間36時間の研修受講努力義務を会員の先生方にご認識いただき、おかげさまで当支部の受講達成割合は他支部に比較して高い位置にあります。どうか、本年も引き続き研修受講のご努力をお願いいたします。昨年は、NPO法人の研修や新会社法等についての研修も積極的に実施してまいりました。支部執行部として今後も研修を進めていきたいと思います。ご支援ご協力をお願いいたします。

さて年が明けますと、私たち税理士にとって最大のイベントとなる所得税・消費税・贈与税の確定申告がスタートします。本年は改正消費税に伴う小規模事業者への対応、年金所得者への対応につきまして、その事務量は過去に例のないことから会員の先生方に多大なご苦労をおかけすることとなると思われます。どうか諸事情をご理解いただき、一致協力して繁忙期を乗り切りたいと思います。

最後になりましたが、支部会員の先生方のご健勝と、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして新年のごあいさつと致します。

## 新年のごあいさつ

和歌山税務署長

赤 坂 秀 利



新年あけましておめでとうございます。

平成18年の年頭に当たり、近畿税理士会和歌山支部の諸先生方に謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、税務行政の円滑な執行に対しまして、深いご理解と多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。紙面をお借りして心から厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は女子児童殺人や一級建築士による耐震強度偽装事件など暗いニュースが相次ぐ一方で、天皇家の長女、紀宮さまのご成婚など我々国民にとって心が和む明るいニュースもあった、話題の明暗がはっきり分かれた年でした。

ところで、我が国の経済は、いよいよ長期にわたったデフレから抜け出し、本格的な回復期に向かおうとしている状況にあります。

また、税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化により、個人や企業の国境を越えた活動が広がりを見せ、家族のあり方なども大きく変化しております、税務の仕事は、ますます複雑かつ困難なものとなっております。こうした中で国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及は納税者利便の向上の視点からも重要であり、また、消費税の新規課税事業者や年金受給者の申告件数が大幅に増加すると見込まれるなど、その体制整備が喫緊の課題となっております。これらの対応として関係団体等の皆様の協力を仰ぎながら、普及と整備に向けた様々な施策を推進しているところであります。

間もなくしますと、いよいよ私ども税に携わる者にとって一番大きな行事である「確定申告」の時期を迎えることになりますが、平成17年分の確定申告期は、先ほど申しあげた改正消費税による免税点引き下げに伴う課税事業者の増加と年金課税の見直しに伴う申告人員の増加に的確に対応し

ながら、従来以上に自書申告のより一層の推進と納税者サービスの更なる向上を図るため、全署一丸となってこれに取り組み、相談体制の整備・充実を図ってまいりたいと考えております。

近畿税理士会和歌山支部の皆様方におかれましては、税の専門家として、また税務行政の良き理解者として今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに臨み、新しい年が近畿税理士会和歌山支部のますますのご発展と、会員の先生方はもとよりご家族ともどものご健勝、ご多幸の年である

ことを心から祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。



## 年男のメツセージ

### 自省一還暦を迎えてー

兵 藤 俊 行

戦後60年。敗戦時に生を受けて60年。身体が意思を裏切りはじめてから暫くが経過しているが、加之、最近では呆けた脳までが意思を蔑ろにしている。年を経ると、色即是空は理解もそれなりに出来るが、空即是色の境地にはなかなか入ることが出来ていない。

過去を振り返ると、昔はものを思わなかった。昔にものを思わなかった人は今も思っていないないと自責するばかりである。それなりに真・善・美を求めた時期も若い時には有ったが、自分がやりたいこと即職業であれば良いが、自分の才能を過信してその路に進んでも職業人として自活できないのは人生の敗者と思われ、そうこうするうちに兄が会計人になったので、自分も成れるとそれなりに努力し運が良かった。と同時に真・善・美の世界は彼方に消えてしまっていた。

税理士という職業を初めて耳にしたのは院生の時。ベトナムに平和を!! の市民連合のデモ隊に35歳くらいの周りに馴染まぬ見慣れぬ背広姿の人人がいた

ので、何をやっている人なのと周囲に聞いたら、あの人は税理士なんだってという尊敬の念のこもった返事だった。税理士って自由職業人なんだとその時は思った。

一日一日はそれなりに時を刻んで長いなと思うときもあるが、60年は光陰矢のごとし。青史に名を刻む、これを人生の目標とした若い時もあったと懐古しつつ、日暮れて道遠しとは云え、今からでも刻めたら刻みたいものである。未だ湧垂れ小僧の小生は、これからは天道から外れぬように生きて、まあ面白い人生だったと述懐しつつ妻に感謝して鬼籍に入りたいものである。



## 会計で会社を強くする!

西川 卓也

昨年の7月、税理士法人を設立しました。当社のキャッチフレーズは【会計で会社を強くする!】です。「記帳の適時性及び正確性」「会計参与制度」が18年5月施行の会社法でも規定されているように、中小企業の永続的発展のためには、会計のチカラを最大限活用することが税理士の社会的使命であると考えます。世界で最初の商法といわれる1674年フランス・ルイ14世商事王令では、「商人は破産時に帳簿を提示しないときは、詐欺破産者とみなされうる。詐欺破産者は、特別訴訟手続きによって訴追され、死刑に処せられる。」と規定されています。何故このような厳格な記帳義務を課したのでしょうか?「資産、負債について作成する財産目録によって自己の営業状況が芳しくないことを知るに至った人たちは、そのような状況を知らない場合に比して、はるかに容易に対応策を取り得る。(フランス学者サヴァリー氏)」とあります。「無秩序な(帳簿の)記載は、破産者の特徴である。(1839年ドイツヴィルテンベルグ王国商法草案前文)」という規定もあります。

また、「経済不安から来る深刻な不況で、17世紀イギリスでは、破産や夜逃げが蔓延していた。そのような状況で民間の会計専門家が自然発生的に現れて、彼らが破産防止のために活動した。これが、職業会計人の起源である。」という歴史的背景からも、①「正しい記帳・真正な決算書」と「企業経営の健全性」には強い因果関係がある。②決算書の本質的な目的は経営者への自己報告にある。③決算書には破産防止機能がある。ということが断言できます。

一方、「商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面は、これを証拠とすることができる。(刑事訴訟法第323条一書面の証拠能力)」、「税務署長は、内国法人の提出した青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金

額の更正をする場合には、その内国法人の帳簿書類を調査し、その調査により当該課税標準又は欠損金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これをすることができる。(法人税法第130条一青色申告書に係る更正)」などから、会計帳簿には強い証拠能力があることも明確です。

3度目のトシオトコを迎えるました。昨年の法人設立の真価が問われる勝負の年です。【会計で会社を強くする!】を武器に鋭意精進します。年頭に際しこのような原稿執筆の機会をいただき、感謝しております。ありがとうございました。

参考文献:坂本孝司稿『経営雑記帳』

## 「現代社会」の授業

石倉 督斗

平成17年9月1日、桐蔭高校1年H組において、「現代社会」(65分)の授業を担当しました。テーマは「今後の税負担の展望等」でしたが、「現代社会」の授業の一貫ということでしたので、衆議院選挙中でもあって郵政民営化の説明もしました。昨年は、ソフトバンク・楽天・ライブドアといった時代を象徴するような企業が紙上を賑わせました。携帯電話・インターネットの普及により、「5年ひと昔」の時代になりました。経済のグローバル化と平行して、古い価値観では受け入れることのできない時代になっています。先見性をもった企業家が時代の動向を見据え大きく成長するでしょう。ライブドアの堀江貴文さんの「儲けるが勝ち」という本を1日で読みましたが、彼の経営哲学・先見性のすごさを感じました。

今度は世界に目を転じてみましょう。19世紀の産業革命以降、第一次世界大戦前はイギリス・フランス・ドイツを中心としたヨーロッパの列強が世界を支配していました。しかし、第二次世界大戦後はアメリカ・ソ連を中心とした2大大国東西冷戦の時代がありました。今はソ連崩壊後、アメリカ一国を中心に世界は動いています。しかしな

がら、世界一の大國アメリカが中国を無視できないところまでけでいます。13億の人口を抱え、そのうちの60%が農業に従事しており、沿岸部と内陸部との所得格差、環境汚染等いろいろな矛盾を抱えている中国が高度成長を続けています。2005年の香港ディズニーランド、2008年の北京オリンピック、2010年の上海万国博覧会などナショナリズムを高揚させるイベントが続きます。いずれ中国でもバブルははじけるでしょうが、中国が世界第2の経済大国へ進出することは時代の大きな流れであり、否定はできないでしょう。上海は東アジアのニューヨークになると思われます。

こうした状況下、昨年ドイツ・インド・ブラジルとともに国連の常任理事国を目指した日本は、

21世紀においてアメリカ・中国とどう組みしていくかなければならないのでしょうか。危険要因として、2011年に辛亥革命100周年記念行事があり、中国共産党のマニフェストでは、この時までに「一つの中国」実現を公約しています。上海万国博覧会終了後の2011年に台湾海峡が緊張しなければよいのですが……。



## NPO法人雑感 竹 内 央

N P O 法人と聞いて、どんなイメージを持たれるでしょうか？世間一般的には「社会の役に立つボランティア」「儲けとは無縁」などのイメージを持たれるのではないかでしょう。

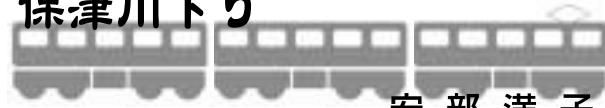
私も税理士の長井庸子先生の話を聞きするまで、やはりそのようなイメージを持っていました。「社会の役に立つボランティア」というのは、そもそも阪神淡路大震災を契機に盛り上がったボランティアをサポートするために議員立法で成立した法律ですから、このイメージは間違いないでしょう。

それでは「儲けとは無縁」というイメージはどうでしょうか？ N P O (Non Profit Organization) 法人である以上、非営利であることは間違ひありません。一般的にはボランティアは「お金がかかるない」ものと思われがちで、お金が絡んでくるとボランティアではないかのように思われがちです。実際、N P O 法人が活動している現場では「N P O 法人はボランティアなんだから、お金を払わなくていいんでしょ？」という対応を受けることも少なくないと聞きます。

しかし、現実には会社経営と同じで、ボランティアにも「お金がかかる」のです。お金がないと交通費も出ませんし、法人として体を維持していくための家賃や、専従のスタッフを置くにしても給料を支払わなければなりません。N P O 法人として自立した活動をしていくためには、しっかりと儲けをあげてその儲けの中から活動に必要な経費を捻出しなければならない、ということになります。この「非営利」とは、儲けてはならないのではなく、儲けを関係者に分配してはならないという意味なのです。報酬を受ける役員数を全役員数の3分の1以下にしなければならないとか、最終的にN P O 法人を解散したときは、残余財産を他のN P O 法人などに寄付しなければならないとされているあたりに、この考え方方がよく現れているのではないでしょうか。

和歌山県下では平成17年3月31日までに137のN P O 法人が認証されています。今後、社会貢献活動の盛り上がりに呼応し、認証数はますます増加していくものと思われますが、会計や税務に関する知識が不足しているN P O 法人も少なくありません。税理士は、これらN P O 法人に関わることによって、その活躍を支援していくのではないでしょうか。

## 保津川下り



安部 満子

2. 3日前の秋雨前線のうとうしい雨とは違い快晴の秋晴れのもと、29名を乗せた二階建てのバスは快適に一路京都丹後地方をめざして走行した。しかし、やはりというか高速道路を降りて一般道に入ると、計画どおりには進んでくれなくて予定より少し遅れて亀岡の「保津川下り」の乗船場に到着した。11時45分二隻の船に分かれて乗り込み、約1時間40分の船旅が始まった。

秋雨前線のお陰で川の水量はたっぷりとあり、3人の船頭さんの操るFRP船が何ヶ所かある急流に差しかかると、みんなは歓声を上げながらスリルを楽しんだ。そのたび船は船底をガリガリと岩をこすりながら進む。船頭さんはそのたび乗客に対して左側に寄れと指示を出し、船の重心を変えながら巧みに進める。

まわりは杉や檜の常緑樹と雑木がまた青々としており、あと1ヶ月もすると紅葉がきれいだらうな

あなんて考えながら流れに揺られないと、途中4回ぐらいアオサギに出会った。彼らはじっと獲物の魚を待っていて、獲物を見つけると素早くキャッチするその野生の本能に感服する。

船が無事に嵐山の船着き場に着くと、またバスに乗り、金閣寺の近くにある昼食会場の千寿閣に行く。ここはしょうざん光悦藝術村（約3万5千坪）の一角で、元々は呉服屋さんの展示場だったという。時間があれば、ゆっくりと散策するのにもってこいの場所である。食事の時間は少し遅れていたが、中嶋先生の乾杯の次に出された料理の品々はいかにも京料理らしく、繊細で見た目にも美しくしかも上品で美味しかった。途中若い板長さんの姿が見えたのでいろいろ伺ってみたら、和歌山の橋本市出身であるという。やはり出身地のお客さんの反応が気になるのだろうか？

満腹になったところで、予定を変更してお土産タイムとなった。帰りの道は割合スムーズに行き、予定の時間には帰和することができた。途中、西に沈む真赤な大きな太陽がとても印象的でした。

厚生部の役員さん大変お世話になりました。



この度、昨年12月をもって和歌山県税理士協同組合を定年退職させていただきました。

来し方を振り返ってみると、昭和46年の入所以来およそ35年の長きにわたって勤めさせていただきました。この間、近畿税理士会和歌山支部から和歌山支部に名称が変わり、昭和52年には和歌山県税理士協同組合が設立され、全国税理士共栄会の傘下に入って、和歌山税理士会も大きく発展し、し、また、私も大きく成長させていただきました。好・不況時代の変化激しいなかで幸いにもつつがなく今日に至りましたことは、偏に先生方の温か

いご指導とお力添えの賜ものだと心より深く感謝しております。

今後は、先生方にいただきました素晴らしい思い出を胸に刻み、有意義のある人生を送りたいと思っております。本当に長い間お世話になり有難うございました。



H17.12.9／中井さん、大変お疲れさまでした！  
—ダイワロイネットホテルにて—

## 支部行事風景



H17.9.9／租税教育講師育成研修 市教委・西川指導主事



H17.9.9／租税教育講師育成研修受講風景



H17.9.1／租税教育 石倉会員



H17.9.15／NPO法人研修会 長井庸子先生



H17.12.9／年末懇親会 ビンゴゲームで一等賞－ダイワロイネットホテルにて－



H17.10.13／親睦旅行 保津川下り



H17.10.13／親睦旅行 京都しょうざんにて

□□□□□□□□□□□□□ 新入会員等紹介 (敬称略) □□□□□□□□□□□□□

## 入会



オカ グ クウ タ ロウ

岡田光太郎

平成17年8月24日  
和歌山市上三毛字新出1121番地2  
ライオンズマンション和歌山船戸701号

クリ スタニ ヘイジ

栗須谷平治

平成17年8月24日  
和歌山市北出島2番地の13

ナカスジ アツコ

中筋 敦子  
(福島支部より転入)平成17年11月30日  
和歌山市有本26

## 退会

- 大亦 増夫 (死亡) 平成17年10月31日  
 神下 庄三 (死亡) 平成17年11月27日  
 長谷川忠男 (死亡) 平成17年12月14日

## 転出

- 浦野 充敏 (北支部へ) 平成17年9月2日

## 綱紀監察からのお知らせ

複数の会員より、税理士の業務広告及び事務所従業員による業務侵害行為に関する苦情が寄せられています。

規制緩和策により業務広告は原則自由となっていますが、『会員の業務の広告に関する規程』第3条及び第4条において「禁止される広告」及び「表示できない広告事項」が規定されています。

また、業務侵害行為については、『綱紀規則』第18条において「業務侵害行為の禁止」が規定されています。

こうした問題について情報があれば、近畿税理士会和歌山支部までご連絡ください。なお、その他の非違行為に関する情報についても、お知らせください。

戌年生まれの方は  
18名です。  
(年代順は右表通り)

	男性	女性	計
大正 11 年生	4名	—	4名
昭和 9 年生	1名	—	1名
昭和 21 年生	4名	—	4名
昭和 33 年生	4名	1名	5名
昭和 45 年生	4名	—	4名
計	17名	1名	18名

□□□□□□□□□□□□□ 会員数 □□□□□□□□□□□□□

平成17年11月30日現在 242名(社)



## 編集後記

- 五十五万石第21号、今回多くの方々にご協力いただきたおかげで無事に発行することができました。心より感謝申し上げます。
- 広報という仕事に携わっていると、紀州路をあちこち散策する機会に恵まれます。風物や産物、お祭り・イベントなど、隠された和歌山の魅力を見発できます。17年11月、5町が合併して紀の川市が誕生しました。名前が変わっても、旧い町の特徴は心に留めておきたいものです。
- さて、今月からいよいよ租税教育・小学校の部が

本格的にスタートします。たくさんの子供たちが“税金は取られるものでなく納めるもの”という意識をもってくればと願います。子供のころ税に関する授業を受けた記憶はありませんが、教えた子供が大人になった時「あのときあんな話をした先生がいた…」と思い起こしてくれれば幸いです。

本年が皆様にとって実り多きものとなりますようにお祈りいたします。



広報委員 津田、竹内、川口